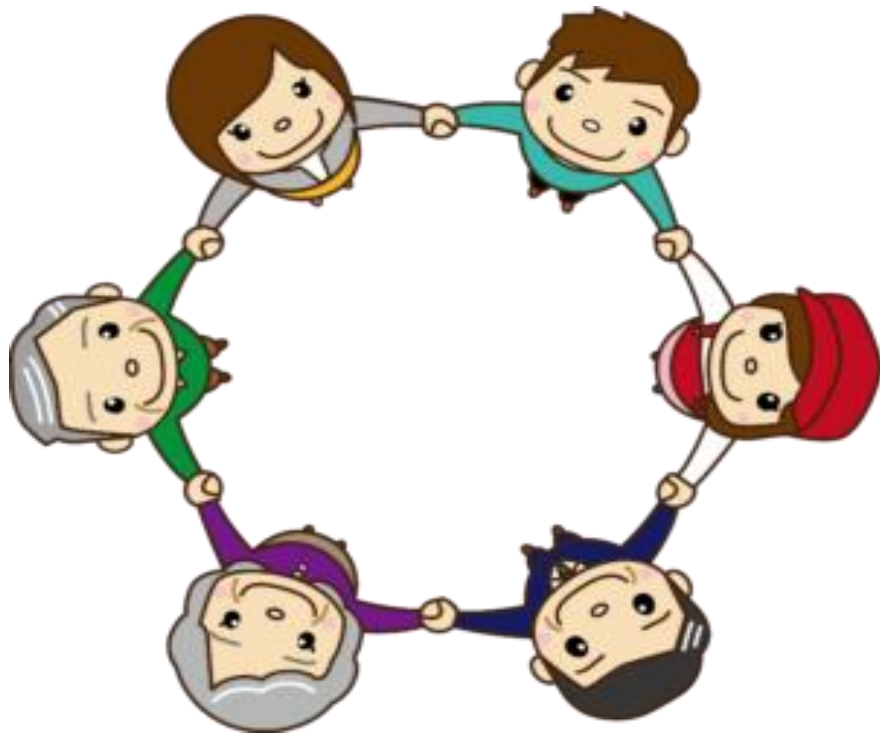


ちいーとサポート ご利用のしおり



社会福祉法人 湖西市社会福祉協議会

令和4年 4月 1日 施行

ちいーとサポートとは・・・



日常生活での「ちょっとした困りごと」を地域住民の方が主体となって『たすけあう』活動です。

「たすける側」と「たすけられる側」とのお互いさまの関係を保ち、市内にお住いの方同士による“ささえあい”の気持ちを大切にしています。活動してくださる「支え手」は、一般の方です。

特別な資格はありませんが、皆さんのために何かお手伝いできたらという気持ちのある方ばかりです。

目次

利用できる方、利用時間、利用申込み、利用回数・・・	P 3
利用内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
利用できないこと、利用料、保険・・・・・・・・	P 5
利用の流れ、利用のキャンセル・・・・・・・・	P 6
事故、連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7

1 利用できる方

おおむね 6 5 歳以上の方

2 利用時間

- ・ 午前 8 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分

(利用時間外については要相談になります)

※ごみ捨ては午前 8 時 0 0 分まで (湖西市のルールに沿って)

・ 希望日・希望時間に利用できないことがありますので
~~~~~  
ご了承ください。  
~~~~~

3 利用申込み

- ・ 原則 2 日前までに申込み
- ・ 次月の利用申込みは当月 1 5 日以降申込み可能

4 利用回数

- ・ 月 8 回を限度とする

5 利用内容

- ①電球・蛍光灯の交換
- ②買物の付き添い、買い物代行
(支え手の車に同乗しての利用は不可)
- ③ゴミ出し
- ④軽易な家具の移動
- ⑤散歩、外出時の支援
- ⑥部屋の掃除・整理整頓
- ⑦窓ふき・網戸洗い
- ⑧洗濯、洗濯物・布団干し、取り込み
- ⑨衣類の入れ替え
- ⑩花の水やり
- ⑪見守り
- ⑫話し相手
- ⑬郵便物確認
- ⑭日常的なペットの世話
- ⑮事務手続き
- ⑯簡単な家具の調整・修理

※上記の利用内容以外であればご相談ください。

6 利用できないこと

- ・金融機関等における預貯金の引き出し、現金の預け入れ、振り込み
- ・専門的な技術を必要とすること
- ・調理業務
(衛生上の問題があるので、調理は行えません。)
- ・身体的ケアに関すること
- ・通院における診療、診察立会い、薬の受け取り
- ・支え手の車に同乗しての利用
- ・支え手の安全が確保できないと判断されること

7 利用料

(活動時間)

1 0 分 1 0 0 円 (最大 6 0 分まで)

- ・領収書をお渡しします。

※公共交通機関などを利用した際にかかる費用は受け手の負担になります。

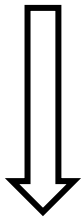
8 保険

(福) 全国社会福祉協議会

福祉サービス総合補償に加入します。

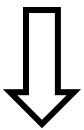
9 利用の流れ

①利用申込み



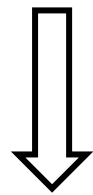
- ・事前に、社会福祉協議会へ連絡をしてください。
- ・調整が合わないこともありますので、お早めに申し込みをお願いします。

②依 頼



社会福祉協議会の職員が仲介役となり、支え手へつなぎます。

③利 用



支え手に活動を行っていただきます。

④利用終了後、利用料を「支え手」にお渡しします。

10 利用のキャンセル

- (1) 利用される方が不在の場合、活動が出来かねます。
- (2) キャンセルする場合、前日までに社会福祉協議会へ連絡をお願いします。

1 1 事故

活動中に何らかの事故が発生した場合は、必ず社会福祉協議会へ連絡をしてください。

こまったなぁとやってもいいかな！

をつなげます！！

困ったときは「おたがいさま」というまちにしましょう。

ご不明点等ありましたら湖西市社会福祉協議会までご相談ください。

《事務局連絡先》

社会福祉法人 湖西市社会福祉協議会

〒431-0303 湖西市新居町浜名643-1

TEL:053-594-5511 FAX:053-543-5567

E-mail : shakyo@kosai-sk.or.jp

月～金（祝日・年末年始は除く） 8：30～17：15